

生衛いばらき WEB版 第48号

令和6年 10月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催しました

9月26日(木)、茨城県三の丸庁舎会議室において茨城県生活衛生同業組合の代表者、仁藤健二茨城県保健医療部生活衛生課長、井川賢一日立保健所監視指導課長、深谷哲博竜ヶ崎保健所監視指導課長、福岡和樹日本政策金融公庫水戸支店長の出席のもと、「令和6年度第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催しました。



全国生活衛生同業組合中央会、連合会及び都道府県生活衛生同業組合では、平成26年より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」とし、生衛組合の活動意義及び地域で果たしている役割の再確認、組合活動の基盤強化並びに当該推進月間の周知・広報及び活性化の推進を図る取組を重点的に展開しています。

当生衛センターでも推進月間の共催団体として、生衛組合の活動を支援し、衛生水準の確保・向上を目的とした事業を推進しており、本会議では県指導センター及び各生衛組合から令和6年度の事業実施に関する行動計画について説明、提案をしていただき、審議の結果、計画が承認されました。

これにより、県指導センター及び各生衛組合では、承認された行動計画に基づいた事業を進めていき、令和7年2月に予定している第2回推進会議において、事業の実施報告と評価を行うこととしています。

消費者懇談会を開催しました

令和6年9月24日(火)に茨城県三の丸庁舎会議室において、消費者代表者と生活衛生事業者(生衛業者)との懇談会を開催しました。



この懇談会は、生衛業者が消費者からの生の声を直接聞くことで、そのニーズを把握するとともに、消費者により安全・安心な商品とサービスを提供するなど、更なるサービスの向上を図ることを目的として業種毎に毎年開催しています。

本年度は「中華料理業」について意見を伺うこととし、消費者代表として「茨城県消費者団体連絡会」と「茨城県女性団体連絡会」から6名の皆さん、中華料理業代表として「茨城県中華料理生活衛生同業組合」役員5名、そしてアドバイザーとして県消費生活センターの蛭川相談試験課長にご出席いただき、「接客」、「料金」、「衛生」、「その他」というテーマに沿って活発な意見交換が行われました。

消費者代表の皆さんからは、中華料理店に対して概ね良好であるという意見を多くいただき、特に「料金」については、「原油価格の高騰に伴う物価の高騰、円安などの影響を提供価格に転嫁することについて十分理解できる。」また、「衛生」においては、「新型コロナ以降消毒が徹底されており安心感がある。」との意見があがっていました。



意見交換後には、県消費生活センターの蛭川課長から、近年の消費生活相談の傾向や特徴について説明していただきました。

令和6年度クリーニング業務従事者講習会を実施します

クリーニング業務従事者講習会は、クリーニング業法により義務づけられている研修制度です。

営業者は、クリーニング所を開設してから1年以内に従事者数の5分の1以上（端数を生じた場合は切り上げ）の者を選んで受講させ、その後は、3年に1回の割合で、同様の方法で選んだ者に対し受講させることが義務づけられています。

令和6年度のクリーニング業務従事者講習会の日程等が次のとおり決定しました。

受講を希望される方は、茨城県生活衛生営業指導センター（TEL029-225-6603）までご連絡ください。なお、本年度受講対象となっているクリーニング所を営業されている方には個別にご案内いたします。

1 日時及び会場

開催年月日	会場名
令和6年11月6日（水）	茨城県西生涯学習センター
令和6年11月19日（火）	茨城県霞ヶ浦環境科学センター
令和6年11月22日（金）	茨城県立歴史館

※いずれも午後1時～4時30分の予定です。

2 研修科目

- (1) 洗濯物の受取保管及び引渡し
- (2) 洗濯物の処理
- (3) 繊維及び繊維製品
- (4) 衛生法規及び公衆衛生



3 対象者

クリーニング所（取次所を含む）の業務に従事する方で営業者が選定した方

- ・営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、当該クリーニング所のクリーニング業務に関する衛生管理を行うものとして、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数が1に満たない端数を生じたときはその端数を1として計算する。）の者を受講させる。
- ・前記講習を受講させた営業者は、3年を超えない期間ごとに前期と同様の方法で選んだ者を受講させる。

4 申込方法

本年度受講該当営業所には個別にご案内しますので、各会場の開催日10日前までに当センターへ郵送またはFAXにてお申込みください。

申込先：茨城県生活衛生営業指導センター
〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎
TEL 029-225-6603
FAX 029-225-6638

5 受講料 4,500円（当日会場に持参してください。）

※ 受講を修了した方に対しては、所定の修了証書を交付するとともに、管轄の保健所を受講済みの報告をします。

定着率がグンと上がる！採用・育成の秘訣 ～仕事ができるスタッフが「辞めない」職場の作り方～ をテーマにしたセミナーが開催されました

令和6年9月17日(火)に古河商工会議所、令和6年9月18日(水)にトモス水戸3階セミナーホールにおいて、日本政策金融公庫主催による標記セミナーが開催され、両会場合わせて55名の参加がありました。



講師はメンタルチャージISC 研究所(株)代表取締役の岡本文宏氏で、岡野氏は日本初の商店主専門ビジネスコーチとして、これまでに手に入れたリソースを活用し、200社以上の経営者にコーチングを行ってきており、著書も数多く出版されている方です。

岡本氏の講演では、「できる人材はできるからといって放置してはいけません。部下からの話は「ながら聞き」ではなく全力で聞く。そうすることで部下のモチベーションも上がり、離職率も低くなる。」また、「良い人材を集めるためには会社(店)の認知を上げることが大事。そのためにはクロスメディアマーケティングに取り組むことが必要。」など、会社や店を運営していくうえで非常に有意義で興味深い話を聞くことができ、あっという間の1時間半でした。

講演後には、生活衛生営業指導センターについて説明する時間をいただき、当センターの萩原経営相談室長から「センターの成り立ち」、「事業内容」などをセミナーの出席者に説明させていただきました。また、セミナー終了後には個別相談コーナーを設け、事業者からの個別相談にも対応させていただきました。



生活衛生業の 皆様へ

無料

実施期間
令和6年12月末まで

「今、困っていること」を
専門家に相談してみませんか!!

国、県及び市町村
の支援施策の申請

生活衛生貸付
等融資

デジタル化
対応

経営指導

事業承継・
税制活用



支援施策の手続や経営全般に関する
個別相談を中小企業診断士、税理士等の
専門家が無料で行います。

令和5年度補正 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

申込は当指導センターまで

問合せ先 公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター
〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

TEL 029-225-6603

FAX 029-225-6638

営業時間 9:00~17:00 (平日のみ)

担当者 亀山 萩原

E-mail ibarakicenter@seiei.or.jp

生活衛生関係営業経営支援緊急対策 個別相談・指導申込書

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 行き

FAX : 029-225-6638
E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp

令和 年 月 日

フリガナ						
店 舗 名						
代 表 者 名						
住 所	〒					
担 当 者 名	役 職		フリガナ 氏 名			
連 絡 先	T E L		F A X			
	E-mail					
業 種						
相 談 項 目	<input type="checkbox"/> 国、都道府県及び市区町村の支援施策の利用・申請等の指導・相談 <input type="checkbox"/> 生活衛生貸付等融資の利用の相談・指導 <input type="checkbox"/> デジタル化対応に関する相談・指導 <input type="checkbox"/> 税制活用に関する相談・指導 <input type="checkbox"/> 事業承継に関する相談 <input type="checkbox"/> コロナ禍におけるその他経営に関する相談・指導					
相 談 内 容						
加入生衛組合 組 合 名 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 理 容	<input type="checkbox"/> 美 容	<input type="checkbox"/> 興 行	<input type="checkbox"/> クリーニング	<input type="checkbox"/> ホテル旅館	<input type="checkbox"/> 麺 類
	<input type="checkbox"/> 食 肉	<input type="checkbox"/> す し	<input type="checkbox"/> 中 華 料 理	<input type="checkbox"/> 料 理 飲 食	<input type="checkbox"/> 加 入 な し	

事業承継・引継ぎ支援センターのご案内

事業承継・引継ぎ支援センターは、

事業承継に悩むすべての中小企業を 全力でサポートします！



あらゆる事業承継について、お気軽にご相談ください。

ご相談の具体例

親族への承継

後継者はいるけど、承継方法がわからない。



事業承継計画策定の支援！

作成した承継計画を通じ承継までのロードマップを見える化！

第三者への引継ぎ

後継者がいない。どうしよう？



後継者探しのお手伝い！

M&Aマッチングのサポート！

後継者人材バンクの活用！

事業承継に関する様々な課題

何から準備したらよいかわからない。

会社同士の合併や他社の買収について教えて欲しい。

従業員に引き継ぐ場合の手続きを教えて欲しい。



専門家による的確なアドバイス！

相談
無料

国が設置した公的機関だから安心！

セカンドオピニオンとしてのご利用も可能ですので、お気軽にお問い合わせください！

当センター関係者は、全員守秘義務を負っておりますので、安心してご相談いただけます。

お問い合わせ先 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL 029-284-1601 FAX 029-284-1602



茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 事業引継ぎ支援 相談申込書

まずは、お電話にてご相談ください。

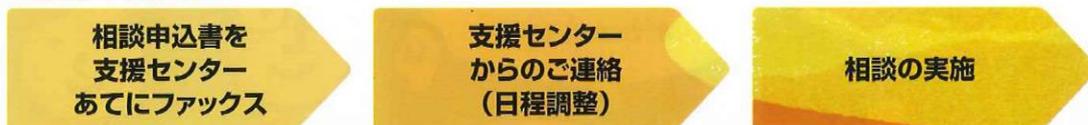


029-284-1601

茨城県水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル 903

また、下記相談申込みを行い、直接面談することも可能です。

●相談までの流れ●



FAX送信先

FAX: 029-284-1602

茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 宛て

会社名	代表者名
担当者(相談者)	業種
所在地	〒
①固定電話	②携帯電話
③メールアドレス	
希望連絡方法	支援センターからのご希望の連絡方法を以下の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ①固定電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ②携帯電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ③メールでのご連絡
主なサービス・製品概要	
ご相談内容	具体的な相談内容についてご記入ください。
※ご相談の内容を○でお囲みください。 (親族内承継・親族外承継・譲渡・譲受・経営者保証・その他全般)	

構成機関経由の場合は構成機関名をご記入ください。

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター
TEL 029-225-6603

※ご記入いただいた情報、相談内容は秘密情報として厳重に管理いたします。(秘密厳守)

※ご記入いただいたご連絡先は、ご相談に係る連絡等のほか、当相談窓口からの各種連絡・情報提供に使用される場合があります。





令和6年度「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業

受講
無料

事業承継オンラインセミナー

日時 2024年11月13日(水) 14:00～15:00

対象者 ・ 事業承継を検討中の方 ・ 事業拡大を検討中の方

第1部 M&A経験者による事業承継体験談



《譲受側》 LEAD the SELF JAPAN合同会社
代表 松木 健治 氏

Profile

千葉大学・大学院にて工業デザインを修了。グロービス経営大学院修了(MBA)。新卒は東急電鉄。海外リゾートの経営管理、渋谷の不動産開発を経験。関連会社で、新規事業の立ち上げ・拡大などを実施。2020年7月LEAD the SELF JAPAN合同会社を設立し、2022年に独立。2024年4月にはオーク販売株式会社を事業承継して代表に就任。



《譲渡側》 オーク販売株式会社 重野 徹雄 氏

Profile

30年以上にわたり同社の営業に尽力してきたが、年齢や体力面を考慮し、事業承継の一環としてM&Aを選択。5年前から茨城県事業承継・引き継ぎセンターに相談を開始した。事業承継後も、営業担当として全国を飛び回り、精力的に活躍を続けている。



《モデレーター》 株式会社トランビ 鈴木 涼子 氏

Profile

株式会社トランビ ソーシャルビジネスディベロップメント ディレクター
トランビでは事業承継やM & Aにかかる関係各所(自治体、事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関等)とのアライアンス、新規提携先との企画提案等を中心に従事。またユーザーとの接点拡大のためイベントやコミュニティを企画運営も行う。

第2部 事業承継マッチング支援の概要について

日本政策金融公庫
水戸支店 国民生活事業

第3部 茨城県による事業承継支援策について

茨城県産業戦略部中小企業課

お申込



この二次元コードからお申し込みください。
もしくは、以下URLからお申し込みください。

<https://h7.jir-web.co.jp/n/form/vdcb/BzyTxmYEGU7sZnr4YK4Tc>

【注意事項・ご案内】

- ZOOMウェビナーを利用したオンラインセミナーです。(カメラ・マイクはなくてもご参加いただけます。)
- 申込受付後、事務局よりメールにて視聴用URLをお送りします。
- 後日見逃し配信を予定しておりますので、当日ご参加いただけない方もぜひお申し込みください。

主催：茨城県産業戦略部中小企業課 共催：茨城県事業承継・引継ぎ支援センター
後援：常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合

上記5金融機関は「いばらき地域金融M&Aアライアンス」を立ち上げ、地域における事業承継をしております。

お問い合わせ先

運営事務局：株式会社常陽産業研究所

☐TEL:029-233-6734 ☐FAX:029-233-6724 ☐E-mail: ibaraki_ma_challenge@joyobank.co.jp



飲食業界を**活性化**する税制改正

全額経費として計上できる 飲食費が 1人あたり **10,000**円に**拡大**されました!



交際費の対象外として経費扱い(損金算入可能)できる飲食費は、これまで1人あたり5,000円以下でしたが、税制改正により2024年4月からは1人あたり10,000円まで損金算入できることになりました。コロナ禍等で打撃を受けている飲食業にとって望ましい改正です!!



原則、交際費は損金不算入(経費として認められない)として扱われますが、特例措置により次のとおり損金算入が認められています

- ・ 期末資本金が1億円以下の法人は、交際費800万円まで、または、交際費のうち飲食費等の50%まで
- ・ 期末資本金が100億円以下の法人は、交際費のうち飲食費等の50%まで

～飲食費10,000円に拡大で～

消費拡大・売上増

お客様**単価のアップ**に期待!

経費の範囲内で抑えたいと、ひとり5,000円までを気にして飲食されていたお客様が10,000円まで経費の範囲内として飲食が可能になります。営業活動に活用してもらいましょう。



10,000円の価格設定に向け
新メニュー・コースを工夫しましょう

接待で利用されるお客様に
改正内容をアピールしましょう



10,000円は「税込」? 「税別」?

1人あたり10,000円の飲食費が「税込」なのか「税別」なのかは、お客様の会社の会計処理が「税込経理方式」か「税抜経理方式」かによって異なります。お客様から相談されたり、ご予約を受ける際に確認しましょう。

インボイスの準備を進めましょう!

お客様や会社が消費税を申告する際、飲食代の領収書が「インボイス」に対応していない場合は、お客様に敬遠されてしまう可能性があります。インボイス登録の準備を進めましょう。

■ 税制やインボイス、各種ご相談は都道府県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせください。

〇〇県指導センター



全国生活衛生営業指導センター TEL:03-5777-0341 FAX:03-5777-0342

自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

